

宇 治 市 公 報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
政 策 経 営 部
行 政 経 営 課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目 次

告 示

- 告示第81号 市道路線の供用の廃止……………（建設総務課）…2
- 告示第82号 市道路線の区域の変更……………（建設総務課）…2
- 告示第83号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…2
- 告示第84号 指定特定相談支援事業者の指定
……………（障害福祉課）…2
- 告示第85号 指定障害児相談支援事業者の指定
……………（障害福祉課）…3

公 告

- 公告第25号 情報公開制度の実施状況の公表……………（総務課）…3
- 公告第26号 個人情報保護制度の運用状況の公表
……………（総務課）…3
- 公告第27号 審議会等の会議の公開制度の運用状況の公表
……………（総務課）…3
- 公告第28号 予防接種の実施……………（保健推進課）…4

選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第19号 直接請求に必要な選挙人の数……………11

監 査 委 員

- 公表第8号 定期監査の結果の報告……………11
- 公表第9号 財政援助団体等監査の結果の報告……………12
- 公表第10号 住民監査請求に基づく監査の結果……………12

告 示

宇治市告示第81号

市道路線の供用の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を廃止します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成30年6月15日から14日間

平成30年6月15日

宇治市長 山本 正

路線名	供用廃止の区間	供用廃止年月日	備考
木幡74号線	木幡西浦63番地の5 木幡西浦65番地の2	平成30年6月15日	

宇治市告示第82号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成30年6月15日から14日間

平成30年6月15日

宇治市長 山本 正

路線名	区 間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
宇治26号線	宇治山田13番地の2 宇治山田13番地の2	前	2.6 ～4.4	59.6	
	宇治山田13番地の2 宇治山田13番地の2	後	3.6	60.7	
宇治395号線	宇治宇文字2番地の12 宇治宇文字2番地の12	前	8.5	7.2	
	宇治宇文字2番地の12 宇治宇文字2番地の12	後	8.5	5.4	

宇治市告示第84号

指定特定相談支援事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定により、指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項第1号及び宇治市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する要綱（平成24年宇治市告示第48号）第5条の規定により次のとおり告示します。

平成30年6月15日

宇治市長 山本 正

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	指定年月日	サービスの種類
	事業者の主たる事業所の所在地	事業所の所在地		
2631200983	社会福祉法人 こもれび	相談支援センターみつば	平成30年6月1日	計画相談支援
	宇治市宇治天神12番地の3	宇治市宇治天神12番地の3		
2631200991	社会福祉法人 南山城学園	障害者支援センターじゃすと	平成30年6月1日	計画相談支援
	城陽市富野狼谷2番地の1	宇治市宇治藤山9番地の11		

神明28号線	神明石塚54番地の413 神明石塚54番地の416	前	6.0	11.5	
	神明石塚54番地の413 神明石塚54番地の416	後	6.5	11.5	
神明104号線	神明宮東8番地の2（右） 神明宮東8番地の2（右）	前	3.7 ～4.6	11.3	
	神明宮東8番地の2（右） 神明宮東8番地の2（右）	後	4.4 ～5.4	11.3	

宇治市告示第83号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成30年6月15日から14日間

平成30年6月15日

宇治市長 山本 正

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
宇治26号線	宇治山田13番地の2 宇治山田13番地の2	平成30年6月15日
神明28号線	神明石塚54番地の413 神明石塚54番地の416	平成30年6月15日
神明104号線	神明宮東8番地の2（右） 神明宮東8番地の2（右）	平成30年6月15日

宇治市告示第85号

指定障害児相談支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の規定により、指定障害児相談支援事業者を指定したので、同法第24条の3第1号及び宇治市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する要綱（平成24年宇治市告示第48号）第5条の規定により次のとおり告示します。

平成30年6月15日

宇治市長 山本 正

事業所番号	事業者の名称	事業所の名称	指定年月日	サービスの種類
	事業者の主たる事業所の所在地	事業所の所在地		
26712 00372	社会福祉法人 南山城学園	障害者支援センターじゃすと	平成30年 6月1日	障害児相談 支援
	城陽市富野狼谷2番地の1	宇治市宇治蔭山9番地の11		



宇治市情報公開条例（平成17年宇治市条例第4号）第30条の規定により、平成29年度における制度の実施状況を次のとおり公表します。

平成30年6月15日

宇治市長 山本 正

宇治市公告第25号

情報公開制度の実施状況の公表について

平成29年度情報公開制度実施状況

1 公開請求の件数及び処理の状況

単位：件

実施機関	請求件数	処 理 の 状 況				計	取下げ
		全部公開	部分公開	非公開	うち 不存在		
市 長	121	64	44	9	6	117	4
市長（公営企業）	31	28	1	2	2	31	0
消 防 長	2	0	1	0	0	1	1
教 育 委 員 会	16	7	4	5	4	16	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
公 平 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会	1	0	1	0	0	1	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
議 会	3	1	1	1	1	3	0
合 計	174	100	52	17	13	169	5

2 審査請求の状況

単位：件

審査請求件数	処 理 の 状 況					計	取下げ
	却下	棄却	一部認容	認容	審理中		
1	0	0	0	0	1	1	0

3 出資法人及び指定管理者への公開申出及び不服申出はありませんでした。

宇治市公告第26号

個人情報保護制度の運用状況の公表について

宇治市個人情報保護条例（平成19年宇治市条例第2号）第6条の規定により、平成29年度における制度の運用状況を次のとおり

り公表します。

平成30年6月15日

宇治市長 山本 正

平成29年度個人情報保護制度運用状況

1 開示請求の件数及び処理の状況

単位：件

実施機関	請求件数	処 理 の 状 況				計	取下げ
		全部開示	部分開示	不開示	うち 不存在		
市 長	21	4	11	6	6	21	0
市長（公営企業）	0	0	0	0	0	0	0
消 防 長	0	0	0	0	0	0	0
教 育 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
公 平 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0
合 計	21	4	11	6	6	21	0

※訂正の請求、利用停止の請求及び是正の申出並びに審査請求はありませんでした。

2 出資法人及び指定管理者への開示、訂正、利用停止及び是正の申出並びに不服申出はありませんでした。

宇治市公告第27号

審議会等の会議の公開制度の運用状況の公表について

宇治市審議会等の会議の公開に関する指針第9の規定により、平

成29年度における制度の運用状況を次のとおり公表します。

平成30年6月15日

宇治市長 山本 正

平成29年度審議会等の会議の公開制度運用状況

平成29年度中に、宇治市審議会等の会議の公開に関する指針の対象となる審議会等は87ありました。

そのうち、会議の公開規定等を定めており会議を公開するものとしている審議会等が53、個人情報等が審議対象となるため性質上公開することができない審議会等が33あります。また、実質休止状態で公開規定等を定めれば公開することができる審議会等が1あります。性質上公開することができない33の審議会等と実質休止状態にある1の審議会等を除いた審議会等の、非公開理由がない会議の公開率は100%となります。

平成29年度に会議を行った審議会等の会議の公開状況等は以下のとおりです。

1 審議会等の公開状況

設置審議会等数	会議開催審議会等数	内訳	
		公開	非公開
87	67	36	31

公開欄は1回でも会議を公開した審議会等を計上し、非公開欄は全ての会議を非公開とした審議会等を計上しています。

2 会議の開催状況

開催回数	内訳		
	公開	非公開	傍聴者数
462回	84回	378回	91人

非公開とした主な会議は、介護認定審査会 253回、障害者介護給付費等支給認定審査会 27回、宇治市就学指導委員会 23回で、いずれも個人情報を取り扱うため会議を非公開としました。

3 会議の非公開理由

非公開理由	延べ会議回数
情報公開条例第6条第1号（法令私情報）に該当	1
情報公開条例第6条第2号（個人に関する情報）に該当	359
情報公開条例第6条第3号（法人等に関する情報）に該当	13
情報公開条例第6条第4号（審議、検討又は協議に関する情報）に該当	17
情報公開条例第6条第5号（事務事業に関する情報）に該当	4
情報公開条例第6条第6号（人の生命、身体、財産等に関する情報）に該当	1
公開することにより、公正、円滑な審議等が著しく阻害され会議の目的が達成されないと認められる場合	6
その他（会議の公開に関する規定等の準備のため）	0

1回の会議に複数の非公開理由を適用する場合は重複して計上しています。

宇治市公告第28号

予防接種の実施について

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、平成30年度におけるA類疾病予防接種について次のとおり公告します。

平成30年6月15日

宇治市長 山本 正

1 定期予防接種

種目	対象年齢※a		回数	標準的な接種方法	時期	場所
集団接種	BCG	生後1歳未満 （接種推奨月齢）生後6か月	1回	3か月児健康診査時に推奨日を案内しています。対象生まれ月の実施日に来られない場合は、市ホームページや市政だよりの子育て応援コーナー特別保存版にて開催日を確認し1歳未満の別の日にお越しください。	推奨月	（健やかセンター） （うじ安心館内）
ヒブ （インフルエンザ菌b型） ※1	（初回接種開始） 生後2か月以上7か月未満 標準年齢※b	初回	3回	各回の間は27から56日（医師が認める場合は20日）の間隔をおいて接種。		
		追加	1回	初回（3回目）終了後、7から13か月までの間隔をおいて接種。		
	（初回接種開始） 生後7か月以上12か月未満	初回	2回	各回の間は27から56日（医師が認める場合は20日）の間隔をおいて接種。		
		追加	1回	初回（2回目）終了後、7から13か月までの間隔をおいて接種。		
	（初回接種開始） 1歳以上5歳未満		1回			
	（初回接種開始） 生後2か月以上7か月未満 標準年齢※b	初回	3回	各回の間は27日間以上の間隔をおいて接種（初回（3回目）までの接種は1歳未満に行う。）。		
		追加	1回	生後1歳以降、初回（3回目）終了後、60日間以上の間隔をおいて接種（標準として生後12から15か月の間に行う。）。		

個別接種	小児用肺炎球菌 (13価) ※2 ※3	(初回接種開始) 生後7か月以上 12月未満	初回		2回	各回の間は27日間以上の間隔において接種 (初回(2回目)までの接種は1歳未満に行う。) 生後1歳以降、初回(2回目)終了後、60日以上の間隔をおいて接種(標準として生後12から15か月の間に行う。)
			追加		1回	
		(初回接種開始) 1歳以上2歳未満			2回	各回の間は60日以上の間隔をおいて接種。
		(初回接種開始) 2歳以上5歳未満			1回	
	B型肝炎	1歳未満		3回		1回目は生後2か月以降に接種。 2回目は27日以上の間隔をおいて接種。 3回目は1回目の接種から139日以上の間隔をおいて接種。
	4種混合 (DPT-IPV) ※4	生後3か月以上 90か月未満	1期 (ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ)	初回	3回	各回の間は20から56日までの間隔をおいて接種。 追加は、初回(3回目)の終了から12から18か月までの間隔をおいて接種。
				追加	1回	
	3種混合 (DPT) ※4	生後3か月以上 90か月未満	1期 (ジフテリア・百日せき・破傷風)	初回	3回	各回の間は20から56日までの間隔をおいて接種。 追加は、初回(3回目)の終了から12から18か月までの間隔をおいて接種。
				追加	1回	
	不活化ポリオ (IPV) ※5	生後3か月以上 90か月未満	初回		3回	各回の間は20から56日までの間隔をおいて接種。 追加は、初回(3回目)の終了から12から18か月までの間隔をおいて接種。
			追加		1回	
	麻しん風しん混合 (MR)	生後12か月以上 24か月未満	1期		1回	
		小学校就学前の1年間	2期		1回	
	水痘	生後12か月以上36か月未満			2回	生後12から15か月に至るまでに1回目の接種を行い、6から12か月までの間隔をおいて2回目を接種。
日本脳炎 ※6	生後36か月以上 90か月未満 標準年齢 ^b	1期	初回	2回	初回、1回目と2回目の間は6から28までの間隔をおいて接種。追加は初回(2回目)の終了からおおむね1年の間隔をおいて接種。	
			追加	1回		
	9歳以上13歳未満	2期		1回		
2種混合(DT) ※7	11歳以上13歳未満	2期(ジフテリア・破傷風)		1回		
ヒトパピローマウイルス感染症 (子宮頸がん予防)	小学校6年生～高校1年生相当の女子 (標準的な接種期間) 中学校1年生の間			3回	初回接種の1から2か月後、6か月後に接種(接種間隔は、ワクチンの種類により異なる。)	

通年

予防接種協力医療機関

通年

予防接種協力医療機関

2 BCG実施日程

会場：健やかセンター（うじ安心館内）

受付時間：午後1時15分から午後2時30分まで

整理番号札を会場で配布します。

誕生年月	推奨月	日程	
平成29年10月生	平成30年4月	11日(水)	26日(木)
11月生	5月	15日(火)	31日(木)
12月生	6月	11日(月)	27日(水)
平成30年1月生	7月	9日(月)	24日(火)
2月生	8月	1日(水)	21日(火)
3月生	9月	10日(月)	27日(木)
4月生	10月	9日(火)	22日(月)
5月生	11月	8日(木)	20日(火)
6月生	12月	4日(火)	17日(月)
7月生	平成31年1月	15日(火)	31日(木)
8月生	2月	5日(火)	18日(月)
9月生	3月	8日(金)	18日(月)

3 接種間隔

違う種類のワクチンを接種する場合、規定の間隔を空けて次のワクチンを接種します。

4種混合（DPT-IPV）・3種混合（DPT）・2種混合（DT）・
不活化ポリオ・ヒブ・小児用肺炎球菌・
ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）・
日本脳炎・インフルエンザ・B型肝炎

1週間以上空ける

他の予防接種

BCG・麻しん風しん混合（MR）・麻しん・風しん・
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・水痘（水ぼうそう）・ロタ

4週間以上空ける

※問合せ先：ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）以外・・・保健推進課
ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）・・・健康生きがい課

※a 対象年齢・・・法律で定められた接種年齢。

※b 標準年齢・・・国が接種を奨める望ましい年齢（詳しくは母子健康手帳又は予防接種手帳をご覧ください。）。

（注）対象年齢や接種期間等、決められた留意事項をお守りください。定期予防接種を対象年齢・接種期間以外で接種された場合、任意接種としての取扱いになり、自己負担になりますのでご了承ください。

※1 生後2か月以上12か月未満に初回の接種を開始した者が、初回（2回目又は3回目）の接種を終了せずに、生後12か月を超えた場合は、初回（2回目又は3回目）の接種はせず、最後の初回の接種終了後27日間（医師が認める場合は20日間）以上の間隔をおいて追加の接種をしてください。

※2 生後2か月以上7か月未満に初回の接種を開始した者が、初回（2回目）の接種が、生後12か月を超えた場合は、初回（3回目）の接種はせず、最後の初回の接種終了後60日間以上の間隔をおいて追加の接種をしてください。

※3 生後2か月以上12か月未満に初回の接種を開始した者が、初回（2回目）の接種を終了せずに、生後24か月を超えた場合は、初回（2回目）の接種はせず、最後の初回の接種終了後60日間以上の間隔をおいて追加の接種をしてください。

※4 4種混合ワクチンは、3種混合と不活化ポリオを合わせたワクチンです。これから接種を開始される方は、4種混合ワクチンを接種しましょう。
3種混合ワクチンで接種を開始し、不活化ポリオワクチンの接種が終了した方は、残りの回数を4種混合ワクチン又は3種混合ワクチンを接種することができます。

※5 4種混合ワクチンは、不活化ポリオワクチンが含まれています。4種混合ワクチンで接種を開始された方は、不活化ポリオワクチンの接種の必要はありません。

※6 平成25年4月の法改正にて、日本脳炎ワクチンの差し控え期間に接種機会を逃した人（平成7年4月2日生から平成19年4月1日生）は、20歳未満までの間に定期接種として、不足分の日本脳炎ワクチンを無料で接種することができます。平成19年4月2日から平成21年10月1日までに生まれた人で、3歳以上7歳6か月未満の間に1期が終了していない場合は、9歳以上13歳未満の間は定期接種として1期の不足回数分を接種することができます。

※7 4種混合ワクチン又は3種混合ワクチン接種の基礎免疫（1期）に続き、追加免疫を与えるために接種。

※長期にわたる疾病等のために定期予防接種を受けることができなかった者に対する機会の確保について
定期予防接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等の特別な事情により、定期予防接種を受けることができなかったと認められる場合、当該特別の事情がなくなった日から2年以内（上限年齢あり）に定期予防接種として接種することができます。

平成30年度 予防接種協力医療機関

【宇治市 病院】

医療機関名	接種医師名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号	*実施種目						
						ヒブ	肺炎球菌	B	4	3	不麻風	麻風
宇治武田病院	仲裕美子・菊地 顕	611-0021	宇治里尻36-26	25-2500	25-2353	●	●	●	●	●	●	●
宇治徳洲会病院	丸山立憲・牧野 茂・重松陽介・ 安元優輝子・栗園仁志・篠塚 淳・ 竹田隆之・竹田彬一・高田秀一・ 河辺公志・竹本隆博・田中俊樹・ 平田邦明・齋藤昌彦・大山和恵・ 濱岡建城	611-0041	横島町石橋145	20-1111	20-2336	●	●	●	●	●	●	●
都倉病院	都倉 隆	611-0021	宇治山本27	22-4521	20-3987	●	●	●	●	●	●	●
六地蔵総合病院	才田玉喜・伊藤洋子・白井千晶	611-0001	六地蔵奈良町9	33-1717	32-8718	●	●	●	●	●	●	●

【宇治市 診療所】

医療機関名	接種医師名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号	*実施種目						
						ヒブ	肺炎球菌	B	4	3	不麻風	麻風
あさくら診療所	河本一成・池野文昭・富岡裕彦・ 平松まき・上赤寶司	611-0033	大久保町山ノ内19-1	46-5151	46-5207	●	●	●	●	●	●	●
浅妻医院	浅妻典子・中村右子	611-0044	伊勢田町名木3-1-30	44-0888	46-3253	●	●	●	●	●	●	●
いかだ医院	浅 明子	611-0014	明星町2-9-83	23-1736	22-6334	●	●	●	●	●	●	●
いしのこどもクリニック	石野雄一	611-0001	六地蔵奈良町74-1 パデジオン六地蔵ミッドモール2F	38-5200	38-5201	●	●	●	●	●	●	●
小児科 いしはらクリニック	石原由理・濱中佳奈	611-0003	平尾台4-5-2	38-1617	38-1645	●	●	●	●	●	●	●
今林医院	今林丈士・今林誠次	611-0042	小倉町西浦88-39	21-4522	21-8268	●	●	●	●	●	●	●
植田医院	植田英嗣	611-0042	小倉町南浦18-122	21-6111	21-6222	●	●	●	●	●	●	●
上田診療所	上田通章	611-0013	菟道平町17	22-7586	22-7585	●	●	●	●	●	●	●
上ノ山吉岡医院	吉岡うた子	611-0033	大久保町上ノ山21-1	43-4181	45-2760	●	●	●	●	●	●	●
宇田医院	宇田裕子	611-0021	宇治式番48-1	23-2166	24-6632	●	●	●	●	●	●	●
大石医院	大石嘉啓・大石 博・大石嘉恭	611-0002	木幡陣ノ内20	31-8354	33-5834	●	●	●	●	●	●	●
大石木幡医院	大石明人・大石律子	611-0002	木幡大瀬戸46	33-0306	33-4031	●	●	●	●	●	●	●
大石三笠戸医院	大石律子・大石明人	611-0013	菟道荒瀬28-3	24-0306	24-3626	●	●	●	●	●	●	●
小田部小児科内科医院	小田部榮助・小田部修	611-0001	六地蔵町並32	32-6205	33-4796	●	●	●	●	●	●	●
おやいづ医院	小柳津治樹	611-0043	伊勢田町南山53-6	41-6013	41-6013	●	●	●	●	●	●	●
かどさか内科クリニック	門阪庄三	611-0003	平尾台4-3-2	31-1077	31-1087	●	●	●	●	●	●	●
こいずみ医院	小泉修一	611-0027	羽拍子町82-1	48-1240	48-1241	●	●	●	●	●	●	●
こうどう小児科	幸道直樹・幸道と樹	611-0013	菟道西草上り4-23	33-8886	38-2301	●	●	●	●	●	●	●
小山医院	小山正彦・小山栄子	611-0002	木幡御蔵山39-602	31-5455	33-3755	●	●	●	●	●	●	●
才田小児科医院	才田 達	611-0032	寺山台1-9-2	48-3112	48-3318	●	●	●	●	●	●	●
斎藤小児科医院	斎藤三朗	611-0043	伊勢田町砂田6-262	23-7696	23-7696	●	●	●	●	●	●	●
笹平診療所	柏谷 亘・笹平達男	611-0042	小倉町南堀池109	21-4523	24-7783	●	●	●	●	●	●	●
完岡医院	完岡市雄	611-0042	小倉町西畑41-21	21-2507	24-9528	●	●	●	●	●	●	●

【城陽市】

医
療

[illegible][illegible][illegible]

[illegible]

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会告示第19号

直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併協議会設置の請求及び合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に必要な平成30年6月1日現在の選挙人名簿における選挙人の数を次のとおり定めます。

平成30年6月1日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

3, 112 人

2 地方自治法第76条、第80条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

51, 861 人

3 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の6分の1の数

25, 931 人

(揭示済)

監 査 委 員

宇治市監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第11項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

平成30年6月4日

宇治市監査委員

小山 茂樹

森 真二

水谷 修

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象

平成29年度福祉子ども部の財務に関する事務の執行について

第3 監査の実施期間

平成30年2月1日から同年3月23日まで

第4 監査の概要

この監査は、福祉子ども部地域福祉課、生活支援課及び障害福祉課における事務事業のうち、主として平成29年4月1日から同年12月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査並びに実地調査を実施した。

第5 監査の結果

今回の監査は、次の項目について実施した。

貸付金返還金収入状況（地域福祉課）

生活保護等返還金収入状況（生活支援課）

補助金支出状況（地域福祉課・障害福祉課）

委託料支出状況

扶助費生活保護費前渡資金支出状況（生活支援課）

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、事務処理を行うに当たっては、その事業の目的、意義、効果等を十分検証するとともに、事務事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に執行

* 実施種目

ヒブ（インフルエンザ菌b型）
小児用肺炎球菌
B型肝炎
4種混合（DPT-IPV）
3種混合
不活化ポリオ
麻しん風しん混合（MR）
麻しん
風しん
水痘（水ぼうそう）
日本脳炎
2種混合（DT）
HPV ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）
ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）以外について・・・保健推進課
ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）について・・・健康生きが課

* 問合せ先：

されるための内部統制が重要である。財務に関する事務の執行においても、根拠法令等に基づく事務処理が求められるとともに、効率的かつ適正な事務処理が実現できるように、事務手続の根拠となる規則や規程等を点検するなど、前例踏襲によらず、常に工夫や改善することが求められており、監督者の役割が重要であると考えられる。そのことをしっかり受け止めるとともに、職員一人ひとりが問題意識を持ち、それぞれの業務に生かして市民の信頼に応えられるよう要望する。

記

1 地域福祉課

(1) 貸付金返還金収入状況について

調定の不備が見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

(2) 補助金支出状況

特になし。

(3) 委託料支出状況

特になし。

2 生活支援課

(1) 生活保護等返還金収入状況について

特になし。

(2) 委託料支出状況について

特になし。

(3) 扶助費生活保護費前渡資金支出状況について

平成26年度の前回定期監査において、精算の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回も同様の状況が見受けられた。適正な事務の執行を強く求める。

3 障害福祉課

(1) 補助金支出状況について

特になし。

(2) 委託料支出状況について

特になし。

なお、平成26年度の前回定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

(掲示済)

宇治市監査委員公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第11項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

平成30年6月4日

宇治市監査委員

小山 茂樹

森 真二

水谷 修

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

第2 監査の対象

平成28年度社会福祉法人宇治市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）における財政的援助に係る出納その他の事務の執行について

第3 監査の実施期間

平成30年2月1日から同年3月23日まで

第4 監査委員の除斥

監査委員のうち、水谷修委員については、監査対象団体である社会福祉協議会の評議員であるため、地方自治法第199条の2の規定により、辞退した。

第5 監査の範囲及び方法

この監査は、社会福祉協議会における事務事業のうち、平成28年4月から平成29年3月までの間の、本市からの補助金及び指定管理料に係る出納その他の事務などについて実施した。

監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求めるとともに、会計諸帳票その他関係書類の全部又は一部を抽出して審査し、文書及び口頭による質問調査を行い、必要なものについては実地調査をした。

また、福祉こども部地域福祉課についても、必要に応じて関係書類を調査し、関係書類に基づいて監査を実施し、必要なものについては口頭による質問調査を行った。

1 社会福祉協議会の概要

(1) 設立及び目的

社会福祉協議会は、宇治市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発展及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、昭和47年8月に設立された。

(2) 事業

社会福祉協議会は、その設立目的を達成するために、定款に基づき次の事業

を行っている。

ア 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

イ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

ウ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

エ アからウのほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

オ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡

カ 共同募金事業への協力

キ ボランティア活動の振興

ク 福祉サービス利用援助事業

ク 老人福祉センター（宇治市総合福祉会館）の経営

コ 身体障害者福祉センター（宇治市総合福祉会館）の経営

サ 移動支援事業の経営

シ 地域福祉活動支援センターの経営

ス 生活福祉資金貸付事業

セ ぐらしの資金貸付事業

ソ ふれあい福祉センター事業

タ その他この法人の目的達成のために必要な事業

第6 監査の結果

1 今回の監査は次の項目について実施した。

財政的援助のうち補助金に係る出納その他の事務について
宇治市総合福祉会館の指定管理業務に関する指定管理協定及び
経理状況について

福祉こども部地域福祉課の所管課としての事務執行について

2 監査の結果、補助金に係る出納その他の事務については、他の事業と区分して経理が行われ、適正に処理されていた。

また、指定管理業務に関する指定管理協定は適正に作成されており、指定管理業務に関する経理状況についても、他の事業と区分して経理が行われ、適正に処理されていた。

終わりに、指定管理者には、公の施設のより効果的・効率的な管理を行い、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることが求められる。社会福祉協議会におかれては、今後もその責任の重さを認識され、着実な運営に取り組まれたい。

3 地域福祉課は、社会福祉協議会に補助金及び指定管理料を支出しており、市の所管課として指導監督を行う立場にある。今回の監査では、特に指摘事項は見当たらなかったが、今後とも、社会福祉協議会において市の補助事業や指定管理業務が適正に行われるよう、適切な支援と指導監督に努められたい。

(掲示済)

宇治市監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に基づく監査を執行したので、その結果を次のとおり公表します。

平成30年6月4日

宇治市監査委員

小山 茂樹

森 真二

水谷 修

決 定 書

第1 請求人

住所 （略）

氏名 （略）

職業 （略）

第2 請求の要旨

宇治市と宇治市教育委員会（以下、「市教委」）は、宇治小学校、菟道小学校、大開小学校及び岡屋小学校の平成30年度からの給食調理の委託先を決める入札を平成29年12月22日に執行したが、今回の落札額及び契約額（市教委は、落札額で契約を締結している）は前回の契約額を大幅に上回り、予算決算及び会計令及び宇治市財務規則に反しており、契約の履行及び公金支出の停止を求める。

1 請求の対象者について

宇治市長及び宇治市教育長

2 財務会計上の行為について

宇治小学校、菟道小学校、大開小学校及び岡屋小学校の給食調理の委託契約にもとづく公金の執行は財務会計上の行為にあたる。

3 違法、不当な行為である理由について

宇治市と市教委は、平成12年4月から、順次、学校給食の調理を民間事業者へ委託しており、現在、14校の給食調理を委託している。委託期間は3年で、公募型指名競争入札で委託先を決めている。

今回入札を実施したのは、宇治小学校、菟道小学校、大開小学校及び岡屋

小学校の4校の来年度からの給食調理であり、指名業者及び予定価格は「資料①～④」のとおりである。

市教委の「今後の給食調理等業務委託の発注にかかる考え方について」（平成29年9月4日、市議会文教福祉常任委員会資料、以下「考え方」（資料②））において、「今後の予定価格については、本市の現行の基準を基本としながら、他市の状況や業界をとりまく社会状況の変化、また事業者からの見積り等を参考にし、最終的な予定価格の調整を図ってまいりたい」とし、今回の予定価格を決定したが、前回の入札においては、「資料③～④」のとおり予定価格内で落札し、契約を結んでいる。予定価格を大幅に引き上げなければならない根拠はない。

学校給食の調理委託の入札が、過去69回実施されたとのことだが、予定価格を上回る入札で不調になり、予定価格を引き上げて再度、入札を実施したのは3回のみである。他は全て予定価格内で落札し、契約をしている。

昨年12月、超過入札で不調になり、予定価格を引き上げて再度入札した大久保小学校は、「資料④」のとおり「調理技術を有する人員の配置を考慮した予定価格」「ドライシステム加算させていただいて予定価格を設定」したとのことであったが、今回の宇治小学校は、「資料⑤～②」のとおり給食食数である児童及び学校教職員等は前回と変わらず、むしろ減少している。ドライシステム加算は、平成24年度から設定し、予定価格を変更している。菟道小学校、大開小学校及び岡屋小学校の3校については、「資料⑤～③～⑧」のとおり前回の仕様書と変更はない。

市教委は、他市調査をしたとのことだが、大半は大阪府内であり、労働者の最低賃金も本市とは異なる。また、「本市で給食調理を受託している事業者への聞き取りでも、人材確保が難しくなっているという声がある」とのことだが、一昨年12月実施の大久保小学校の入札において、1者入札しかなく予定価格を上回る入札で不調になったが、この事業者等から見積りを取り、この事業者の入札額より27万円低い額に予定価格を引き上げ再度入札を実施した。2回目の入札には、この事業者も参加したが、結果は、「資料⑥～①～②」のとおり他の事業者が、予定価格の90.53%で落札している。

また、宇治市では委託校に市費で栄養士を配置しており、献立の作成も統一献立で食材の発注も市が行っている。

こうしたことを考慮しないで、他市比較によって予定価格を引き上げる根拠はない。

12月22日に入札が執行され、「資料⑦～①～④」のとおり、宇治小学校の落札額は、57,871,000円（落札率は91.97%）で落札し、同額にて契約が締結された。菟道小学校の落札額は34,982,280円（落札率は92.00%）で落札し、同額にて契約が締結された。大開小学校の落札額は37,260,000円（92.00%）で落札し、同額にて契約が締結された。岡屋小学校の落札額は39,661,000円（落札率は97.93%）で落札し、同額にて契約が締結された。

これまでの取引実例価格を考慮せずに、最低賃金も異なる他市の予定価格や事業者からの見積り等を参考にした予定価格で入札、契約を行ったことにより、これまでの取引実例価格を大幅に上回り、多額の公金の支出となる。

地方自治法第2条14「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」、予算決算及び会計令第80条2「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。」及び宇治市財務規則第106条3「予定価格を定める場合においては、当該物件又は役務の取引実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多少、履行期限の長短等を考慮しなければならない。」に反しており、その予定価格で入札された結果により締結された契約は違法、不当な行為である。

4 どのような損害が市に生じるかについて

宇治小学校の前回契約額は、48,369,000円だが、今回の落札額は57,871,000円であり、前回契約額の1.20倍に相当する。菟道小学校の前回契約額は、32,351,000円だが、今回の落札額は34,982,280円であり、前回契約額の1.08倍に相当する。大開小学校の前回契約額は、31,180,500円だが、今回の落札額は37,260,000円であり、前回契約額の1.19倍に相当する。岡屋小学校の前回契約額は、37,650,000円だが、今回の落札額は39,661,000円であり、前回契約額の1.05倍に相当する。

これまでの取引実例価格を考慮せずに、最低賃金も異なる他市の予定価格や事業者からの見積り等を参考にした予定価格で入札し、それに基づく契約を行ったものであり、契約が履行されるならば多額の公金の支出となる。

5 どのような措置を請求するかについて

財務会計上の行為を事前に防止するために、宇治小学校、菟道小学校、大開小学校及び岡屋小学校の平成30年度からの給食調理の委託契約の履行及び公金支出の停止を求める。

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

（上記は原文のままである。なお、添付資料の掲載は省略した。）

第3 事実を証する書面及び証拠

本件請求には、地方自治法第242条第1項に規定する財務会計上の行為に関する事実を証する書面その他として、宇治市ホームページの写しなどの添付があった。

第4 請求の受理

本件請求は、平成30年1月11日に提起され、地方自治法第242条に定める要件を具備するものとして受理した。

第5 監査の執行

1 監査の期間

平成30年1月15日から同年4月6日まで

2 監査の対象部署

総務部契約課及び教育部学校教育課

3 請求人の陳述及び証拠の提出

平成30年1月23日に請求人の陳述を聴取した。請求人から新たな証拠の提出はなかった。

4 関係職員の陳述及び証拠提出

平成30年2月9日に対象部署から弁明書及び証拠書類の提出があった。同月19日に関係職員の陳述を聴取した。

第6 監査の結果

1 主文

本件請求を棄却する。

2 理由

(1) 認定事実

ア 予定価格の設定方法については、法令に別段の定めがないため、契約を締結する権限を有する地方公共団体の長（地方自治法第149条第2号）がその裁量によって設定することとなる。宇治市財務規則第106条第3項では、「予定価格を定める場合においては、当該物件又は役務の取引実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多少、履行期限の長短等を考慮しなければならない」旨が規定されており、それ以上の具体的指針等はない。

イ 宇治小学校、菟道小学校、大開小学校及び岡屋小学校の平成30年度からの給食調理の委託先を決めるにあたり、公募型指名競争入札を実施する前提として、平成29年5月、学校教育課は、京都府、大阪府及び奈良県内の他市のうち、自校方式で給食を行っていることを条件に調査対象を選び、予定価格等を調査し、既に宇治市との間で締結した同種の契約を履行中の7業者から参考見積りを徴取し、その一部から意見を聴取した。

ウ 平成29年10月12日、学校教育課において、本件業務委託に係る支出負担行為確認書が、4校分それぞれ起票された。予算執行伺金額は、他市調査と参考見積りの結果を踏まえ、宇治小学校が62,925,000円、菟道小学校が38,025,000円、大開小学校及び岡屋小学校が40,500,000円とされた。

エ 同日、学校教育課長から契約課長に対し、業務委託契約依頼書が提出された。当該依頼書に記載の予算額は、支出負担行為確認書に記載の予算執行伺金額と同額であった。

オ 同年11月16日、契約課において、予定価格及び最低制限価格決定書が作成された。予定価格は、予定価格及び最低制限価格の設定に関する要領第3条に基づき、業務委託契約依頼書に記載の予算額と同額に定められた。

カ 同月17日から29日まで、公募型指名競争入札参加の募集が行われた。同年12月4日、入札参加希望業者の参加資格審査が行われ、同月11日、審査結果が入札参加希望業者へ通知された。

キ 同月21日、入札が執行された。宇治小学校は3者が応札し57,871,000円で、菟道小学校は2者が応札し34,982,280円で、大開小学校は1者が応札し37,260,000円で、岡屋小学校は1者が応札し39,661,000円でそれぞれ落札された。公募型指名競争入札であったため、宇治市物品等競争入札心得第11条第2項により1者での入札も認められた。

ク 同月22日、入札結果に基づき、契約が締結された。契約金額は、落札金額と同額であった。

(2) 監査委員の判断

ア 競争入札の趣旨

地方公共団体は、私法上の契約を締結しようとするときは、原則として競争入札（一般競争入札又は指名競争入札）の方法によらなければならない（地方自治法第234条第1項及び第2項）。そして、地方公共団体の支出の原因となる契約について競争入札を執行する場合には、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の申込みをした者を契約の相手方とするものとされており（地方自治法第234条第3項）、予定価格とは、その価格を上回る価格では契約を締結してはならない価格を意味する。

このように、競争入札の趣旨は、地方公共団体との契約の締結の機会を広く私人に与えて競争性を確保し、また地方公共団体が契約の相

手方を選定する過程を公開して公正性を担保し、ひいては契約価格の決定を競争に委ねて可能な限り地方公共団体に有利な条件で契約を締結することにより地方公共団体の財政健全化に資することにあるといえる。

イ 予定価格と契約との関係

予定価格の設定は、それ自体が地方公共団体内部における事実行為であり、対外的な拘束力を有しない。予定価格は地方公共団体ごとに公表の有無があるが、予定価格が事前公表される場合には、一般競争入札の公告(地方自治法施行令第167条の6)又は指名競争入札の参加者への通知(地方自治法施行令第167条の12第2項)に予定価格が記載される。

競争入札における契約成立に至るまでの過程は、競争入札の応札が契約の「申込み」に該当し、落札は「承諾」に該当するもので、これにより契約が成立する。予定価格が記載された上記の公告又は通知は、いわば「申込みの誘引」に位置づけられるものである。

ウ 競争入札の有効性

予定価格の公表の有無にかかわらず、そもそも入札価格の見積りは応札者がその責任で行うものである。公表された予定価格が入札価格の見積りの重要な基準とされることは否定できないとしても、応札はあくまで応札者がその責任で決定した入札価格による「申込み」である。

そして、入札参加者の競争性が確保され、競争入札が有効に機能している限り、競争入札が有する契約価格適正化の仕組みが働き、落札によって適正な契約価格が実現されることとなる。

エ 本件の場合

上記アからウまでに述べたところを本件についてみると、宇治小学校、菟道小学校、大開小学校及び岡屋小学校の各給食調理委託契約は、公募型指名競争入札の方法により締結されたものであり、入札参加者への通知に先立つ入札参加募集の段階で予定価格が通知されている。当該予定価格の設定が法令や本市規定に反する点は認められず、本件において契約締結の有効性を左右するものではない。

他方、上記公募型指名競争入札は、認定事実記載のとおり、適正に執行されたことが明らかである。

したがって、本件各契約の締結が違法又は不当であるとはいえない。

オ 結論

よって、本件請求には理由がないから、地方自治法第242条第4項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

(揭示済)